

2008年5月8日

福井県教育委員会
教育長 広部正紘様

市民オンブズマン福井
代表幹事 坪田康男

埋蔵文化財の調査報告書未刊行問題に関する公開質問状 (その4)

標記の問題に関し、私たちは福井県情報公開条例に基き、2008年3月20日付で公文書公開請求を行いました。

その後「4月9日付教文第22号」による公文書一部公開決定通知を受け、4月15日に公文書公開手続きがなされましたが、公開された公文書の内容、さらに公開当日の文化課の説明には、県民として納得し難い点があります。

そこで、下記の2項目について公開質問をいたしますので誠意あるご回答をお願いします。なお回答文書については、5月22日(木 曜)に当方の幹事若干名が文化課に伺い直接受けとらせていただきます。回答に対する補足説明等もその席上で伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

記

1. 今回の問題発生の原因と責任の所在について

今回の問題の原因について、私たちは前回の公開質問状の中で「年度内刊行に見合う調査員等の適正な人員配置を怠り、予算執行に関する不適切な事務処理を認めてきた組織的な欠陥に起因するのではないか」と指摘し、貴職の見解を求めました。

しかるに、貴職の見解は「現場の発掘調査に追われたとはいえ、職員が報告書を作成しなかったことに起因する」として、私たちの指摘を一蹴しました。

そこで改めて質問いたします。

調査報告書が未刊行となっていた19件の遺跡については、当該年度において調査報告書刊行の予算措置がなされていたが、当該年度内の刊行は困難とみて、入札の結果落札した業者に、実際には報告書の印刷が行われていないにもかかわらず、架空の請求書を提出させて虚偽の支出命令決議書を起案決裁し支払いが行われていたことは、貴職も事実として認めておられるところです。

ところが、今回公開された公文書と、その席上での文化課の説明によれば、印刷業者において、当初の刊行予定年度に印刷代金を入金していることの記録や記憶があるもの6件については、当該印刷業者の責任で印刷するが、これを除く13件については、その当時の執筆担当者が印刷費用を自主的に負担して印刷することになったということでした。

予算執行にかかる不適切な事務処理により多額の公金が雲散霧消し福井県に損害を与えたにもかかわらず、これらの事実を承知しながら的確な対処を怠り放置してきたことについては、歴代の教育長をはじめ管理監督者こそが責任を問われるべきであり、もはや当時の執筆担当者にのみその責を負わすべき問題ではありません。

この際、貴職は福井県民に対し、事の経緯と県に与えた損害の賠償責任のあり方を説明された上で謝罪すべきではないでしょうか。

これらの点についての見解をお尋ねします。

2. 刊行された報告書の印刷・発行年月日について

次に記す遺跡の報告書は、実際には平成19年度に印刷・発行されているにもかかわらず、当初の刊行予定年度の日付が記載されています。

訂正するとともに、県民と読者に対するお詫びの文言を明記すべきです。訂正の有無などについての見解をお尋ねします。

大渡西布・城山遺跡(平成4年3月25日印刷 平成4年3月31日発行)

栞山崎遺跡 (平成12年3月20日印刷 平成12年3月30日発行)

法土寺遺跡 (平成13年3月20日印刷 平成13年3月30日発行)

以上

910-0019
福井市春山1丁目1番14号
(福井新聞さくら通りビル2階)
あすわ法律事務所気付
市民オンブズマン福井
FAX 0776-21-6388
TEL 090-9441-6149